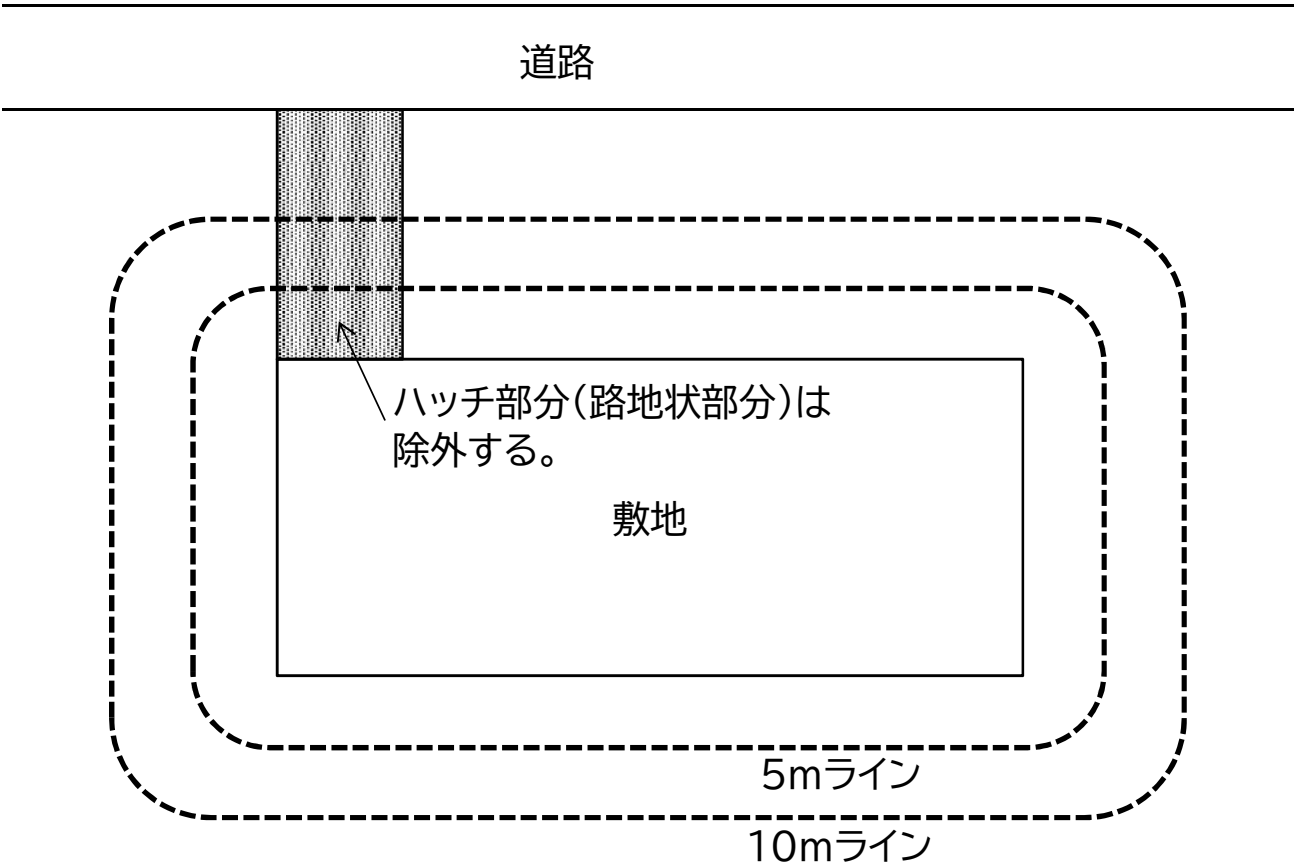


日影規制	関係法令	法第56条の2 東京都日影による中高層建築物の 高さの制限に関する条例
------	------	---

1. 道路等に発生する日影については、閉鎖方式とする。
2. 日影の検討をする際の緯度と経度は、「現地測量し、敷地の最も北側の位置」もしくは「北緯36°、東経139°45′ 」とする。
3. 日影の検討をする際のクリアランスは、3分程度とする。
4. 磁北や住宅地図、過去の概要書等による真北測定は認めない。
※「測量機器で太陽を計測する方法(太陽観測)」や「真北測定器を利用して計測する方法」による真北測定を採用している。
5. 路地状部分を有する敷地の場合は、路地部分を除き敷地形態を近似して測定線を設定すること。
6. その他は、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を準用する。



※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。
指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。